ロ　申請者が農林物資（法第二条第二項第一号イに掲げる基準に係る日本農林規格が定められているものに限る。）の取扱業者又は外国取扱業者（法第十六条第一項第二号に規定する外国取扱業者をいう。以下同じ。）である場合には、当該申請者が取り扱おうとする農林物資であって当該申請に係る種類の農林物資の製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める試験等の方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認を行うことその他の措置を講じること。

ハ　申請者（法人にあっては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認証をしないこと。

(1)　法第十条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第三十条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反し、法第三十九条の規定による格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

(2)　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(3)　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）であった者でその取消しの日から一年を経過しないもの

ニ　認証をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)　認証事業者（認証品質取扱業者（法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。以下同じ。）、認証生産行程管理者（同項に規定する認証生産行程管理者をいう。以下同じ。）、認証流通行程管理者（同項に規定する認証流通行程管理者をいう。以下同じ。）、認証小分け業者（法第三十七条第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。以下同じ。）、認証輸入業者（法第三十七条第一項第五号に規定する認証輸入業者をいう。以下同じ。）、認証方法取扱業者（法第三十八条第一項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。以下同じ。）、認証品質外国取扱業者（法第三十条第五項に規定する認証品質外国取扱業者をいう。以下同じ。）、認証外国生産行程管理者（法第三十条第五項に規定する認証外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）、認証外国流通行程管理者（法第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者をいう。以下同じ。）、認証外国小分け業者（法第三十二条に規定する認証外国小分け業者をいう。以下同じ。）又は認証方法外国取扱業者（法第三十八条第一項第二号に規定する認証方法外国取扱業者をいう。以下この項において同じ。）は、認証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。

ロ　申請者が農林物資（法第二条第三項第一号に掲げる基準に係る日本農林規格が定められているものに限る。）の製造業者等（法第十四条第一項の製造業者等をいう。以下同じ。）又は外国製造業者等（法第十七条の二第一項第二号の外国製造業者等をいう。以下同じ。）である場合には、当該申請者が製造し、輸入し、又は販売しようとする農林物資であって当該申請に係る種類の農林物資の製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認を行うことその他の措置を講じること。

ハ　申請者（法人にあつては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認定をしないこと。

(1)　法第十四条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第十八条若しくは第十九条の規定に違反し、法第十九条の二の規定による格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は法第二十条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第二十条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

(2)　法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

(3)　法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三又は第十九条の四の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）であつた者でその取消しの日から一年を経過しないもの

ニ　認定をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること。

(1)　認定に係る製造業者等、生産行程管理者、流通行程管理者（法第十四条第三項の流通行程管理者をいう。以下同じ。）、小分け業者（法第十五条第一項の小分け業者をいう。以下同じ。）、外国製造業者等、外国生産行程管理者（法第十七条の二第一項第二号の外国生産行程管理者をいう。以下同じ。）、外国流通行程管理者（法第十七条の二第一項第二号の外国流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は外国小分け業者（法第十七条の二第一項第二号の外国小分け業者をいう。以下同じ。）（以下この項において「認定事業者」と総称する。）は、認定事項が認定の技術的基準に適合するように維持すること。